

# 三重県最低賃金が改定されます。

時間額 **40円UP** 時間額  
**933円**  **973円**  
令和5年10月1日から

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。

## 1 最低賃金の対象となる賃金について

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 時間外、休日及び深夜割増賃金
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金



## 2 月給制の場合に最低賃金額以上かどうかを確認する方法

月給の場合は以下の方法により最低賃金を下回っていないか確認してください。

$$\text{月給額} \div \text{1か月平均所定労働時間} \geq 973\text{円}$$

(上記①から④の賃金を除く)

三重県の最低賃金についてのお問い合わせ先

三重労働局労働基準部賃金室  
TEL 059-226-2108